

令和 7 年度第 1 回 福岡市地域包括支援センター運営協議会 議事録

1 日 時

令和 7 年 7 月 29 日（火） 14 時 30 分～16 時 30 分

2 場 所

天神ビル 11 号会議室

3 出席者

福岡市地域包括支援センター運営協議会委員 12 名

4 開会・事務局（部長挨拶）

5 委員紹介 委員挨拶（委員交代のため）

6 協議内容

（１）〈協議事項 1〉令和 7 年度地域包括支援センターの運営について

事務局	○事務局説明 ※資料 1（P1～6）、補 1、2
会長	●質疑応答・意見交換 意見、質問等がございましたら、どなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。
委員	地域ケア会議の開催件数がありますが、地域ケア会議の中で課題等が抽出され、今後解決する部分が見えてくると思います。ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会が終わり、中間で整理が出されています。業務以外で保険外サービス、そして他機関につなぐサービスが整理されています。特に独居の高齢者の方がマイナンバーの更新等に来られますが、結局ケアマネージャーが動いており、本来のあるべき姿はどこかなと思います。地域ケア会議で出てきた課題もしっかり整理していただけたら助かりますので、今度は数だけでなくどういう課題が出てきたかを上げていただき、皆様に議論するのも 1 つの方法ではないかなと思います。
会長	課題として整理できるものがあればということですね。事務局いかがでしょうか。
事務局	福岡市の地域ケア会議の体制は 5 階層になっており、個別の会議や小学校中学校圏域単位の会議で課題として抽出したものを、区の地域ケア会議で協議し、市の方で様々な施策や取組につなげるという体制をとっています。 圏域連携会議や高齢者地域支援会議で挙がる課題は複合化・複雑化されたものが多くあります。 今、2025 年のまとめをしているところで、課題を見える化し、市民の皆様や運営協議会の委員の皆様にもお伝えしたいと思っておりますので、またご意見をいただければと思っております。

委員	民生委員は高齢者との関わりが多くありますが、介護保険の更新申請や高齢者乗車券の申請、マイナンバーの申請については、地域包括支援センターの業務に含まれないということでしょうか。民生委員から地域包括支援センターにつながる人が多いのですが、地域包括支援センターの業務ではないとはっきりしていただければ、民生委員や家族でやらないといけないと思います。これまで地域包括支援センターにすべて依頼していたので、整理をしていただけたら、私たちも活動がしやすいかなと思います。
会長	事務局いかがでしょうか。
事務局	地域包括支援センターの職員が、介護認定申請や更新の代行申請を行ったり、高齢者乗車券、マイナンバーカードの申請等をお手伝いしたりすることもあります。ご本人やご家族での申請が可能であれば、ぜひ実施していただけたらと思います。サポートが必要な方につきましてはご対応させていただきます。
委員	資料 1 の P6「評価項目・自己評価の視点、新旧対照表」の「総合相談支援（6）ネットワーク構築活用」に記載のある「日々の交流」とは、抽象的ですがどのような動きを指しているのでしょうか。新たに文言を提示するのであれば、イメージできるものが必要かと思いますので、お聞かせください。
会長	新たに文言を追加しているということですが、いかがでしょうか。
事務局	日々の交流については、例えば、公民館の方と顔の見える関係になることで、地域の方が公民館に相談された情報を地域包括支援センターと共有したり、民生委員との連携を深めることで、気になり始めた早期の段階でご相談を受けられたりというのをイメージしております。
会長	よろしいでしょうか。他にございませんか。
委員	認知症の介護相談を受託していますが、相談件数が 2023 年度の 25 件から 2024 年度では 46 件と増加しています。日曜日の相談件数が、2023 年に 1 件しかなかったのが、2024 年度では 10 件増えており、日曜日の相談が増加しています。面談の件数も 2 件から 4 件に増えており、長い方では 90 分ほどかかっています。7、8 割が匿名であり、対面ではなく、顔が見えないから相談を受けやすいというものもあるかと思います。今年度は 7 月の時点で 20 件ほど相談がありましたので、このペースだと 50 件近くになるのではないかと思います。土日の相談が多いということは、休日にかけてこられる方が多く、月曜日から日曜日までどこでも相談窓口があるということはいいいことかなと感じております。 介護相談につきましては、逃げたいと言われる方がいますが、逃げていいんですと

お伝えしています。追い詰められたら心が病んでしまうので、それはしないようにして下さいということと、退職を考えられる方もいらっしゃるので、就労継続をアドバイスしています。

会長 ご意見ということでよろしいでしょうか。今のご発言で何かありましたら。

委員 家族の仕事の件ですが、県介護支援専門員協会ではワークサポートケアマネージャーを養成しております。介護離職の問題や家族の介護問題は、介護保険制度がスタートした時点から入り、家族の介護負担を踏まえたマネジメントをしております。様々なサービスを受けながら、仕事をしながらでも介護できるような仕組みづくりを準備していますので、ご相談いただくと助かります。

会長 日曜日の相談時間帯はどの時間帯が多いですか。

委員 第2日曜日の13時から16時までの3時間ですが、近い方は電話後に来所されます。一番多いのは、どの先生がいいですかという相談です。地域包括支援センターで情報提供してもらうように伝えることもあります。認知症疾患医療センターであれば九州大学病院と福岡大学病院を案内しますが、認知症サポート医や専門医の先生と言われると、圏域の情報を地域包括支援センターで教えてもらうように伝えることもあります。相談対応でこの先生のところに行ってくださいとは、言うてはいけないと思っております。

会長 事務局何かありますか。

事務局 認知症専門医の紹介はなかなか難しいですが、医師会のホームページに認知症相談医の一覧がありますので、地域包括支援センターに相談がありましたら、近くの認知症相談医をいくつかご案内し、選択してもらう形をとっております。

認知症の方を介護されている方の相談は地域包括支援センターでも受けていますが、家族介護の経験がある方に相談したいという方が、家族の会へご連絡されているのではないかと思います。家族の介護支援はとても重要だと思いますので、必要な方は地域包括支援センターにつないでいただければと思います。

会長 他にありませんでしょうか。

委員 相談実績のP3 権利擁護の虐待、P4 虐待の類型で、相談件数が比較的增加しており、啓発の進捗が挙げられていますが、相談経路や増加要因など、特徴的なものがあれば教えてください。

会長 事務局よろしくお願いします。

事務局	虐待関係の相談は、介護従事者の方から、例えばデイサービスに来てあざを発見したなど、地域包括支援センターに相談が入ることが多いです。また、警察へ虐待関係の通報があった際は通報書を区に提出するようになっておりますので、そのような形で相談が入ることも多い状況です。
委員	虐待の関係ですが、事業所で介護サービスを提供してるときに、ちょっとしたことで打ち付けや出血をするケースがあります。介護施設などで、きちんと報告書を作成し家族に報告されているのであれば虐待と言わなくていいと思いますが、報告書が未作成でケアマネージャーや家族に虐待ではないかと思われるケースも一部発生しているのではないかと思います。 センター業務で調査するのは分かりませんが、報告書があるかどうかを調査していくことも大事かと思います。
会長	このご意見について、事務局いかがですか。
事務局	自治体が対応している虐待には、養護者からの虐待と、要介護施設従事者等による虐待があります。休日・夜間高齢者虐待通報ダイヤルに施設従事者による虐待疑いの情報が入った時には、事業者指導課が聞き取りや監査・指導を行います。事故か虐待かという判断については行政で行っている状況です。
委員	事故報告をしておらず、地域住民の方から虐待を疑われてしまうことは、事業所側として悲しいことなので、民間の事業所がきちんと行政への報告や、家族への報告をしているかも、少し徹底していただけたらと思います。
会長	それでは協議事項 1 については、ご了承いただいたということで、進めさせていただきます。

(2)〈協議事項 2〉地域の実情に応じた 3 職種の配置について

事務局	○事務局説明 ※資料 1（P7～9）、補 3
会長	●質疑応答・意見交換 何かご質問、ご意見がございましたらどうぞ。
委員	情報提供ですが、4 月から実施している 2 圏域は両センターがすぐ隣にあり、運用は非常にやりやすいですが、今回、新たに申請している 2 圏域は少し離れており、その中でも円滑にやっていけるのかは、ご承認いただけましたらしっかりと検証してまいります。このような配置の効果としては、O J T を同職種から受けることができ、新

	人や複数いる職種については安心して同職種に相談できる状況があるため、職員の孤立化を防止でき、人材の定着にも繋がっていくのではないかと期待しております。
会長	年度初めに三職種を揃えていたとしても、様々な事情で中途退職されたり、あるいは年度替わりで退職されたりすることがありますので、緊急避難的な対応ということで、国の方も全国的な状況を勘案して、少し柔軟にできるようにしたのではないかと思います。人材確保の面ではご苦労されて、受託されていることは重々承知しています。 ほかにありましたらどうぞ。
委員	地域の実情に合わせて様々な課題に柔軟に対応していくことは重要なことだと思います。先ほど口頭で報告がありましたが、4月から実施しているところで課題も見えてきたとありました。予想できる効果も当然あると思いますが、予測される懸念点や課題にもしっかりと着目をしていただきたいです。ただ、働く側にとってはどうなのかなと思ったので着眼点として、今後少し見ていただくといいかと思います。
会長	ご意見や状況の報告も含めて、情報提供していただきましたが、何か事務局の方でありますか。
事務局	柔軟化が始まって約4ヶ月が経過し、今までは3職種を揃えることが地域包括支援センターの基本となっていましたが、柔軟化により人材配置の強弱をつけることで、権利擁護に効果的に関わることや、介護予防に注力することなど、地域の実情に応じた対応ができるのではないかと考えています。懸念点としては、ある職種が欠けることによってできなくなることがないように、市側も十分巡回やヒアリングを通して対応していきたいと考えております。また次回の運営協議会でもご報告をさせていただき、ご意見いただければと思います。
会長	3職種を揃えるのは郡部の方が難しいのではないかという意見や、福岡市のような大都市においても、エリアによっては、今聞かせていただいた原因があって、柔軟に対応をしている状況があるということです。福岡市の場合は1つだけ受託している法人もありますが、3職種を融通できるとなると、複数受託もできるというケースがあるかと思います。線引きをした上で、柔軟にやっていくことはとても大事ではないかと思います。 福岡市内でも、働く動機は人それぞれ違いますので、年度替わりの時は配偶者の転勤が原因で欠員が出て補充できにくいという状況は以前からあります。きちんと厳格にした上での対応は必要ではないかと思います。
委員	専門職で5年以上や10年以上の経験者はどれぐらいいるのでしょうか。

事務局	データを今持ち合わせておりません。
委員	10 年以上の人もいらっしゃいますか。
事務局	10 年以上の方もいらっしゃいます。
委員	その方たちの中に、福祉についてはすごく専門的知識があったり、医療的な知識があったりと特徴がある専門職の方がいると思います。内部資料でいいですが、それを分かりやすいようにしておいた方がいいと思います。圏域を超えて、別の圏域の詳しい人に情報やアドバイスを頼むことはあるのでしょうか。
会長	いかがでしょうか。何か関連であれば。
委員	補足資料 4 の国の説明資料の例に職員 1 人当たりの運営費が 500 万とあります。専門職 10 年となると、この金額は厳しいと思います。実際に運営費 500 万ということは、本人の給与はこれだけもらえませんよね。10 年となるとそれなりに報酬も上がると思います。
会長	前回運営費をかなりアップしています。年を重ねるごとに給与を上げていくという前提で考えていけば、いろいろ議論があらうと思いますが、私の知る限り 20 政令市の中では、かなり改善をされて上位になってきていると聞いています。また、この資料を見ると運営が大変なセンターもあるようです。
委員	福岡市が安いとは言っていないです。
会長	はい。これは福祉局内での議論や、財政とのやりとりも必要だと思いますが、経験、知見のある専門職を確保することは必要だということは誰しも認めることです。
委員	地域包括支援センターができて 19 年目を迎えますが、開設当時から在職されている方も一部おられ、今は管理者等になってご活躍されています。今は若い主任ケアマネの確保が難しく、今後もセンター全体で確保ができなくなってくるのではないかと危惧しています。社会福祉士と保健師等については粘り強く募集をかけることで何とか確保できている状況です。やはり職場環境や、1 職種 1 人という孤独感、その辺りが思っていたものと違うということで退職する方もあり、定着が課題です。理想としては経験のある人を確保し、センターで様々な経験をしていただいて、その職場で主力となり、若い人の指導をしていただくという好循環ができればいいのですが、期待していた人から、将来のキャリアが見通せないから辞めますと言われてしまうこともあり、人材の確保とともに、その定着が受託業者における今後の課題ではないかと感じています。

会長	貴重な情報ありがとうございます。よろしいでしょうか。
委員	ワンストップが一番いいですが、ワンストップでは難しいことが今からも増えてくるかもしれません。人員基準を満たせないことがこれから先出てくると思うので、横の連携で補填しながら、柔軟に対応していただければと思います。
委員	地域包括支援センターと区役所が中心となり、圏域ごとにネットワーク事業をされています。私の所属する校区では病院や診療所、施設と顔の見える関係がしっかりでき上がっていると思います。そういうのを牽引しているのが、行政であり包括であるので、運営的な課題は難しいところもあると思いますが、逆手にとってそういうところを強化していくことで、それぞれの専門性が構築され、見える形になっていく、それが促進されていったらもったいいと思います。
会長	ありがとうございました。協議事項 2 は了承いただいたということで、終わらせていただきたいと思います。

(3)〈報告事項 1〉地域包括支援センターの体制について

事務局	○事務局説明 ※資料 2 (P1)
会長	●質疑応答・意見交換 職員の配置状況についてのご説明でございました。何かご質問ご意見ありましたらお願いいたします。
委員	65 歳以上から高齢者になりますが、65 歳の介護認定率はかなり低いと思います。75 歳、80 歳を過ぎてから介護認定率が上がるのでそれを踏まえた職員配置でもいいのではないのでしょうか。運営は市町村となっているので、その基準はどうなんのでしょうか。65 歳にこだわる必要はないと思うんですがいかがでしょうか。
事務局	配置基準は介護保険法施行規則に応じて設置をしております、それが 65 歳以上の高齢者数となっております。地域包括支援センターの圏域、配置を考える際には、後期高齢者数も検討しながら決めているところでございます。
会長	平成 18 年度から地域包括支援センターがスタートして、その後もう 20 年近く経っておりますので、委員が言われることも、もっともな部分があると思います。ただ、国の線引きの目安の部分がありますので。
委員	しっかり訴えていきます。

会長 報告事項 1 はよろしいでしょうか。

(4) 〈報告事項 2〉令和 6 年度事業資金収支決算概要について

事務局	○事務局説明 ※資料 2 (P2、3)、補足資料 4、5
会長	●質疑応答・意見交換 何かご質問ご意見ございましたら。
委員	P3 の収入及び支出の内訳の市の委託料の考え方について、受託箇所数によって委託料が変わるのは分かりますが、1ヶ所のみを受託してるところでも差が出ているのは、3 職種の配置人数が違うことによる差という捉え方でよろしいでしょうか。
会長	事務局お願いします。
事務局	おっしゃる通りです。センターによって規模が違いますので人員配置によって差が出ているものです。
会長	個別の運営の仕方で差が出てきていることもあろうかと思います。推察するに、医療機関が受託をしている所は、病院から配置換えをし、同等の給与を支払っている場合、少し赤字になっているということもあるのではないかと思います。
委員	全体としては赤字ではなくても、職員の欠員分の返還金が出ている部分もあります。実際は欠員をカバーするために他の職員が時間外や様々な対応をしております。運営できない部分が生じれば、法人全体でカバーするという形になります。
会長	ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(5) 〈報告事項 3〉指定介護予防支援及び第 1 号介護予防支援業務の居宅介護支援事業所への一部委託について

事務局	○事務局説明 ※資料 2 (P4)、補 6
-----	--------------------------

(6) 〈報告事項 4〉地域包括支援センターの移転について

事務局	○事務局説明 ※資料 2 (P5)
-----	----------------------

(7)〈報告事項 5〉地域包括支援センターの次期運営法人の公募について

事務局	○事務局説明 ※資料 2 (P6)
会長	●質疑応答・意見交換 6 年に 1 回の委託先の選定ということで、事務局から今ご説明いただいたように資料にもあらましが記載されている通りです。何かご質問ご意見はありますか。
委員	最低賃金がどんどん上がっています。9 年から始まるときには委託費が算定されていると思いますが、6 年間で、1 回か 2 回ぐらい委託費の変更はあるんですか。
会長	事務局お願いします。
事務局	契約は毎年度になっておりますので、委託費の変更はございます。
会長	現在 57 センターですが次期も 57 センターという前提で考えておけばいいですか。
事務局	その辺りも含めまして、また次回の運営協議会等で皆様にご相談させていただくと思いますので、体制等についてもこれからの協議になります。
会長	6 年間で人口もかなり変わっています。
委員	選定委員会の設置ですが、このメンバーの中から選定委員会が設置される形ですか。
事務局	前回の公募では、運営協議会の中から数名の方に選定委員会の委員として就任していただいております。同じ形になるのかどうかも含めまして、また次回の運営協議会で諮らせていただければと思います。
会長	よろしいですか。
委員	今年度中に、詳細について公表されるということですが、今受託されている法人は、改めて人材の確保が必要となります。年度末はどこの法人も事務处理的にも忙しいと思いますし、人の動きも生じる時期になります。12 月の運営協議会後に詳細が決まった時点で、準備の期間が確保できるよう速やかに公募いただければと思います。
事務局	おっしゃる通り期間をとる必要があると思います。公募自体は今年度開始しますが、数か月の期間をおいてご迷惑をおかけしないようなスケジュールで設定していきます。

	いと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。
会長	以上でよろしいでしょうか。
(8) 〈まとめ〉	
委員	今年度末までに、介護予防支援と要介護 1.2 の扱いが変わる可能性もゼロではありません。もう 1 点が相談窓口における利用者負担の導入が入ってくる可能性があります。地域包括支援センターとして、相談窓口で利用者からお金を取るのかという問題も出てきます。今後はこの辺も踏まえて検討しないといけないと思います。要支援 1.2 が全部総合事業に変わる可能性もありますし、要介護 1.2 も財務省は、総合事業に移そうと言っていますので、その辺が出てきた場合の体制も考えておかないといけないと思います。今後も情報共有していこうと思います。
会長	ありがとうございます。
副会長	高齢者人口の増加に伴って、ますます地域包括支援センターに期待される役割も大きくなっていると思いますが、一方で人材確保の問題や仕事の線引きの問題、困難事例の対応等様々な課題があることを実感いたしました。なかなか容易に解決できない問題であると思いますが、少なくとも関係機関の連携は必要になると思いますので、弁護士会としても積極的に連携に取り組んで参りたいと思います。今日はどうもありがとうございました。
会長	あとは事務局にお返しします。
事務局	本日は熱心なご議論、また貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。次回の運営協議会は、センター巡回の結果やそれを踏まえた来年度の運営指針、そして次期運営法人の公募などについて 12 月の中旬から下旬での開催を予定しております。協議会開催の際には改めてご案内をさせていただきますので、ご出席の方よろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

7 閉会